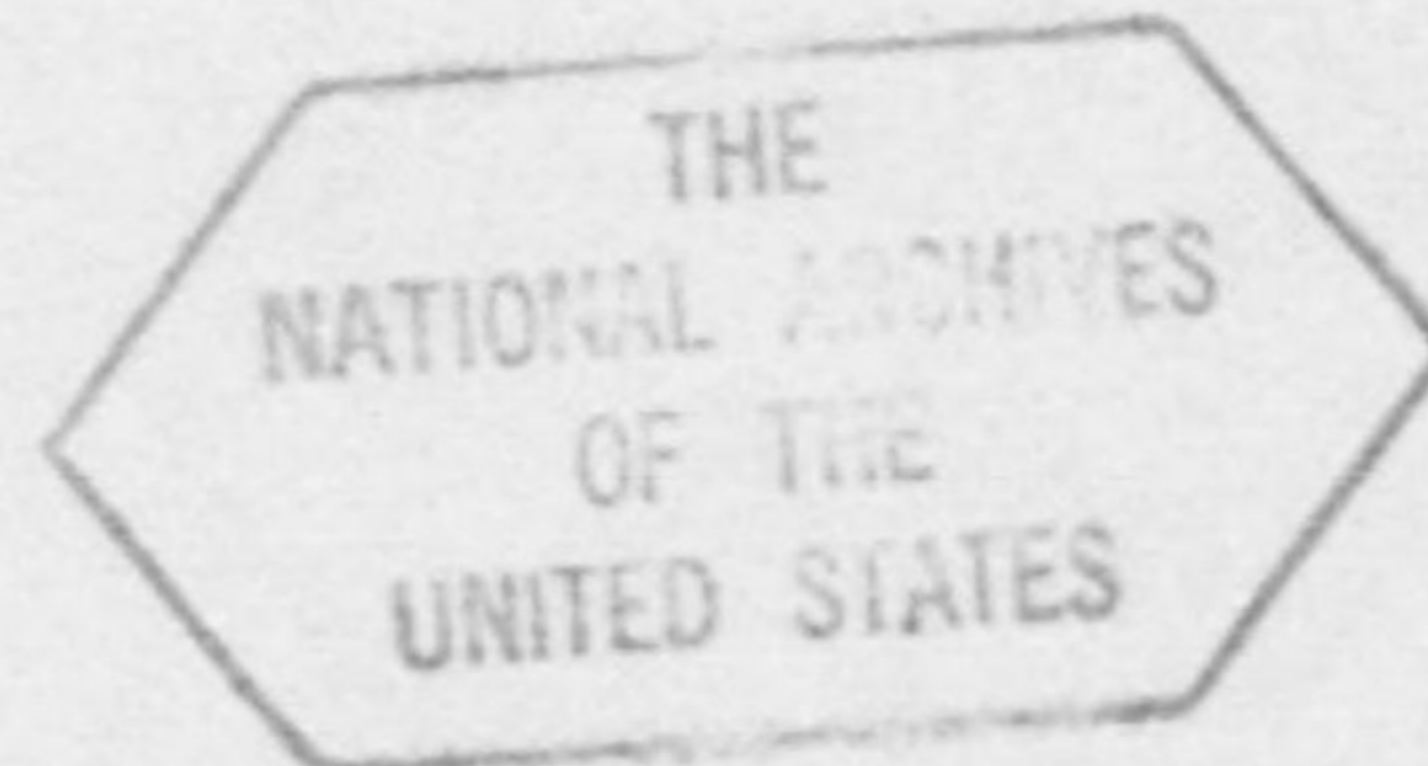


GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents



- (1) Box no. 2734
- (2) Folder title/number: (22)
Tokyo-To Setup
- (3) Date: ? - Nov. 1950
- (4) Subject:

Classification	Type of record
9325, 9834	c, k

- (5) Item description and comment:
Kanto

(6) Reproduction: Yes No

(7) Film no.

Sheet no.

配布書類内容目録

- 一 管内渉外係検事會同配布書類
- 二 言論出版等に関する覚書違反(勅令) 事犯
第三一號違反) 団体等規正令違反
- 三 管内に於ける問題となつた言論文書の内容について
- 四 渉外事犯検事 上訴結果一覽表
- 五 民事・刑事裁判権の行使に関する覚書について
- 六 占領目的阻害行為処罰令
- 七 連合国人に対する刑事事件等特別措置令

昭和二十五年十一月二日(木)

管内涉外係檢事會同配布書類

東京高等檢察廳

會 同 日 程		於長野地方檢察庁會議室	
時間		時間	
十時	—	十二時	
一 開 會		一 檢 事 長 訓 示	
		一 稻 川 涉 外 部 長 注 意	
		一 最 高 檢 竹 原 檢 事 指 示	
		一 法 務 府 刑 事 課 石 井 事 務 官 演 述	
		一 關 東 地 方 民 事 部 司 法 行 政 部 W.H. エーブラムス氏 講 演	
		休 憩	
		一 協 議	
		一 質 疑	
		一 閉 會	
		十三時	—
		十六時	

一、参列員

関東地方民事部司法行政部

最高検察庁

検事

法務府検務局刑事課

事務官

W. H. エーブラムス氏

竹原精太郎

石井春水

二、會同員

東京地方検察庁

検事

山本清二郎

〃 〃 〃 〃 土田義一郎

横浜 〃 〃 〃 〃 吉川正次

浦和 〃 〃 〃 〃 長谷岳

千葉 〃 〃 〃 〃 外山林一

三主催者側

東京高等検察庁

新潟	長野	甲府	静岡	前橋	宇都宮	水戸地方検察庁
〃	〃	〃	〃	〃	〃	

検事長
次席検事

〃	〃	〃	〃	〃	〃	検事
---	---	---	---	---	---	----

岡佐藤

澤井	山浦	笠井	岡田	岡田	波多	藤井
----	----	----	----	----	----	----

琢郎 博

	重三	壽太郎	唯雄	良平	宗高	嘉雄
--	----	-----	----	----	----	----

” ” ” ” ” ”

檢察事務官	事務局長			渉外部検事	渉外部長検事
田村	大竹	田辺	大久保	稲葉	稲川
和昇		緑朗	重太郎	厚	龍雄

一、諮問事項

(一) 刑事裁判権の拡張に伴い、實務の處理上考慮すべき事項如何。

(二) 言論文書等覺書違反事犯の捜査及び處理上考慮すべき事項如何。

(三) 外國人登録令違反事件の捜査並に擬律上考慮すべき事項如何。

(四) 麻薬事犯の公訴維持上(求刑を含む)考慮すべき事項如何。

(参考事項欄)

二 協議事項

(一) 裁判権行使の拡大に伴い、検察庁として、採るべきの方策如何。

(二) 昭和二十五年政令第二百九十五號（出入國管理庁設置令）実施に伴い、刑事訴訟法の運用上考慮すべき如何。

（東京提出）

(三) 現下の情勢に鑑み占領目的に有害な行為に対する検挙取締に慎重を要する折柄、所謂「反占領」の処付頒布に依る有害行為の一應の標準も、高検に於いて示され度き件。

提出理由。

反占ビラの貼付頒布行為に対しては、国警縣本部から該反占
 ビラが、昭和二十一年勅令第三一〇号違反に該当する文書なりや
 否やの検討も求め来る例が多い。現地として、高検の指導
 を待つのであるが、現地検察庁に於ける一応の判断の資料として
 高検で従来から占領目的に有害な行為として処断され、いると云
 う、各地の事例も取纏めて現地に送付され度い。或は、此の程
 度のものならば占領目的に有害な文書であるとも認められると謂う
 是作的標準があるならば併せて指示せられたい。これに依つて
 現地検察庁の取締運営は、円滑に施行出来るものと思料される。
 (長野提出)

(四) 現時局下に於ける 勅令第三一〇号違反事件の捜査並
 に處理方針について。

(五) 勅令第一號違反事件の処理方針につき、再検討の要
 否きや

(新潟提出)

(六) 昭和二十五年政令第二二七號(北緯三十度以南の南西諸
 島に本籍を有する者の、渡航制限に関する臨時措置
 令)に依る不法渡航者及び一般の外国人登録令に依る
 不法入国者に対する刑事事件の証拠蒐集及び処理に
 ついて考慮すべき点如何。

(七) 外国人登録令違反事件の報告について。

(東京提出)

(5)

(八)

外国人登録令に基く、強制退去者が、針尾の收容所(6)が満員の爲に、警察等の留置場に待機せしめて居るが、此れが取扱について、他庁の意見を承りたい。

(静岡提出)

(九)

外国人登録令違反事件の強制退去に付、先般管内渉外係検事会同に於いて示された退去強制基準要綱に依る退去強制実施状況如何。

理由。

当庁に於いて退去強制を求めた事例中に従来からの無登録者、前科九犯の前歴を有する朝鮮人が、退去強制を留保されて居る例がある。退去強制基準要綱に依れば当然退去すべきものと思

料されるが、偶々本人は日本人の内縁の妻を有してゐたので、退去強制を留保されたものと思料される。然らば日本人と内縁関係に在る朝鮮人は、只其の故に滞留される結果となるのではなからうかと思料されるので、斯る条件を有するものは退去強制をしないことにするかの疑いを折つに至るので、退去強制基準要綱の再検討を要するものと思料する。

併せて、各庁の取扱状況を承りたい。

(長野提出)

(10)

進駐軍物資不法所持罪に対する、求刑標準について、出来れば、高検に於いて、其の標準を示されたい。

(前橋提出)

(11)

政令第三八九號及び銃砲等所持禁止令違反の没収

(7)

(取)品の進駐軍に引渡す簡略の処置向きや。

(18)

理由。

当庁は関東軍本部又は、東京 Ordinance Center に没収(取品)を引渡して下さるが、運搬の不便等々、事務の支障を来しておるが、J.I.C. 或はM.P.を經由して引継ぐニモが出来れば、手続上簡単である。

(静岡提出)

(三) 政令第三八九號第二條、第二項、第三號の解釈について。

(三) 政令第三八九號違反(殊に第一條)の求刑標準について。

(新潟提出)

(四)

麻薬取扱者の登録、該麻薬の不法所持につき、届出義務を明記し、適切に処罰規定を設定する要否や。

(新潟提出)

以上

(参考事項)

三、質疑事項

(一) 外国人登録の不申請犯と、公訴時効。

(二) 外国人登録令第四條と住居不定者。

(東京提出)

(三) 外国人登録申請をなし、仮登録証明書を受けた儘本登録証明書に切換てせねばに到つた場合、正規の登録申請をしたものと解し得るや。
又、仮登録証明書を交付する制度は公認されていたか。

(新潟提出)

(四)

政令第三八九號違反について。

甲は乙がドル軍票を、丙に賣却した際、その賣買の
 斡旋をした。斯る場合、甲は丙のドル所持違反に対す
 る幫助罪に問い得るや。

(前橋提出)

(五)

旧陸軍に於ける指揮刀は銃砲等所持禁止令に所謂、
 刀剣と解すべきや。

(新潟提出)

(六)

政令第三八九號の占領軍の財産と傭員の財産の区
 別如何。

(静岡提出)

(七) 麻薬取締法に於ける四の行動の限界如何。

(八) 取扱者が麻薬中毒者より治療の依頼を受け同人より麻薬を預った場合、法第十二條の譲渡と解し得ざるや。

(九) 麻薬中毒者認定の標準如何。
薬理学的見解と臨床医藥の見解とを統一した標準なきや。

(新潟提出)

以上

775013

(參考事項欄)

備考

信越線長野発 上野方面行列車時刻表

長野発 戸倉発 上野着

九、四〇 一〇、一二 一七、一二

一一、三九 一二、一二 一九、〇六

(準急) 一二、四五 一三、一四 一八、二七

一六、一四 一六、四八 二三、一八

二〇、四六 二一、一八 四、二六

二二、二八 二三、〇〇 五、〇〇

昭和二十五年二月二日
涉外檢事會同資料

言論出版等に関する覺書違反
(勅令第三二一號違反) 團體等規正令
違反 事犯

自 昭和二十五年五月三十日
至 昭和二十五年一月二十日

東京高等檢察廳

一、進行番号

凡例

当庁での整理、郡令上、各地検の報告順に従い、夫々一連番号により集計作成した。尚、番号の上に附した漢字は各地検の頭字を表わし、又番号の横によつて事件の性質内容を表わしている。

例 東ノ 東京地検ナ事件番号一番

マ九師ニ対スル所同書並軍事裁判ノ判決批判ニ関スルもの

朝鮮問題ニ関係スルもの

共産党「カハタ」等の発行停止処分に対する批判に關するもの

一、犯罪事実

犯罪事実は、一般的類似的な基礎事実をA・B・C……に分類し、これを、日時場所、手段等の挙示により特定するこゝとした。次に諸例を掲げる。

A、五月三十日の人民大会(皇城前及び日比谷公園内に於ける)にて、MP等 (1)

B、占領軍に対する暴行事件に対する軍事裁判の方法、結果等も非難した、所謂「マラー師に対する質問書」の配布、揭示等を行ったもの。
 其の他、同事件につき、質問書以外の記事、文書、演説、宣伝ビラ、ポスター等により反米的批判行為に出たもの。

C、日本共産党東京部委員会発行に係る「警察官諸君に訴う」云々の文書と撤布等へ行ったものなるもの。

以上「マラー師に対する質問書」並軍事裁判批判に関するもの。

G、朝鮮（大韓民国）への武器輸送の反対、中止も、文書（ビラ、ポスターを含む）演説等によって主張するもの。

H、外国勢力の朝鮮問題干渉を反対し、又は、帝国主義と日本との関係下論下り等により反米、反戦思想を内面化するもの。

I、社団法人委員会発行し称する「親愛なる全人民、全労働者諸君に訴う」と題する印刷物、及び、これら類似文書も配布するもの。（内容はGに類似する）

J、朝鮮戦局の発展に伴い国内の言論の一部訛誤（例として赤色記者、敵首の如き）

一、手段方法、

(連)

D.

全字連を通じて流布せしむる軍事基地化の實體を頒布或は掲示せるもの。

Y.

六月五日付のもの(ア)発行停止と行つた(ア)カハタレの掲示、販売、所持等
を行つたもの
その他、前掲置の付する反対、声明等も内容しつる行為に出でたもの。

X.

以上 朝鮮問題に關係するもの
警察國家の再現等、反政府思想を宣伝せんとするもの、
警察官等の行動も弾圧

N.

M, L, K.

反戦思想を煽るもの。
米軍(国連軍を含む)の日本、朝鮮に於ける行動も弾圧

地方税反対と反対、アロハガシと結付ける煽動せんとするもの。
三鷹事件の無罪判決に基いて共産党の勝利を証拠するもの。

存りしとして誹謗、等反戦反米的なもの。
乃三、占領軍の恫喝、態勢の強化等も政府の弾圧又は日本軍事基地化

一、自殺方法、

(連)

- K、三鷹事件の無罪判決に基りて共産党の勝利を証拠するもの。
- L、地方税反対と反戦プロパガンダとを結びつけ煽動せんとするもの。
- M、米軍(国連軍を公認)の日本、朝鮮に於ける行動に對してデマを宣伝し、反米反戦思想を煽るもの。
- N、国内治安態勢の強化乃至警察権の行使、又は警察官等の行動を弾圧警察国家の再現等とし反政府思想を宣伝せんとするもの。
- 以上 朝鮮問題に關係するもの。
- X、六月五日付のものに發行停止となつた「アカハタ」の掲示、販売、所持等も行つたもの。
- Y、其他、上前掲置のものに對し、反対、声明等も内容として行為に表れたもの。
- 以上 「アカハタ」の發行停止に關するもの。
- D、全学連を通じて流布せられた「軍事基地化の實體」を頒布或は掲示せるもの。

各種の手投方法を例示し、これらと畧符号にて表示した。

- 配…配布。撤…撤布。頒…頒布。貼…貼布。示…指示。
- 鉄…拘載。説…演説。持…所持。讀…朗讀。発…発行。
- 責…販賣。管…保管。議…協議。謀…謀議。回…回覧。同説。

(4)

一、党関係。

○印は共産党真なるものを示す。

一、逮捕、犯罪日時。

逮捕日時、明らかなるものは、それにより、明らかでないものは、犯罪日時を以て表示した。これは場所の表示に同じくも同様である。

一、措置。

例示の如し。

- 勾…勾留中。在…在屯。放…釈放。軍…(軍支へ移送) 起…起訴。
- 不…不起訴。M P…軍憲兵隊へ引渡。(以上一月二日現在と規準とする)

一、備考。

備考欄の } は共犯を表わす。

進行番号	氏名	年齢	職業	党派	事実	手続	逮捕場所	管轄署	措置	備考
1	相原俊徳	24	会社員	〇	A	示	(1) 千代田区神田 6/25 (2) 犯罪日時 6/4	万世橋		6/4 軍
2	蘭部康雄	33	専員	〇	"	"	"	"		6/4 軍
3	石川賢治	26	組合書記	〇	"	"	"	"		6/4 軍
4	大橋周治	34		〇	"	"	"	"		6/4 軍
5	中原淳吉	34	専員	"	読	(1) 港区芝日本赤十字社講堂 (2) 6/6	品川		6/8 放	6/4 軍
6	高木陽一	41	議員	〇	持	(1) 品川区西品川 5/9 (2) 6/12	品川		6/8 放	6/4 軍
7	佐藤安政	43	役員	〇	示	(1) 千代田区丸の内 帝農ビル内 (2) 6/8	品川		放	6/4 軍
8	飯塚藤一郎	28	新卒	〇	頒	(1) 品川区小梅町 1-2 (2) 6/11				7/11 軍
9	田中徹	31	演劇	"	示	(1) 品川区喜多見 町末室藏所 (2) 6/6	成城			8/11 軍
10	大倉正宝	21	会社員	"	"	"	"			未詳

言論出版関係事犯

26	25	24	23	22	21					
山 戎 德 一	高 田 忠 雄	橋 本 英 夫	種 田 留 夫	葉 谷 久 三	引 間 文 夫	新 井 桂 次	中 村 正 治	冬 木 忠 雄	氏 名	行 業
44	21	23	27	18	29		27	29	自 分	職 業
本 出 員 合	学 生			学 生	行 商			工 員		
	0	0								
A	D	"	A	e	"	"	"	A	事 実	備 考
領	我 配	領 発	配	撤	載	"	"	配	手 段 方 法	
(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)			(1)	(1)(1) 加 連 時	
4/7	4/21	8/5	4/11	4/12	6/3	"	"	6/14	(1)(1) 犯 罪 場 所	
(1) 石 文 書 詳 内	(1) 大 三 山 慶 志	(2) 荒 川 三 所 屋 一 下 目 日 三 荒 川 三 子 山	(2) 日 本 移 三 馬 路 所	(1) 改 谷 三 由 通 三 五 道 路 上	(2) 日 友 古 田 谷 地 三 委 員 会 前			(2) 港 三 高 浜 梁 内 自 動 車 上 場 内		
丸 内 在	三 田	南 千 住	本 所	澁 谷	世 田 谷	"	"	高 輪	管 轄 官 署	
	8/20	放	8/30	在	7/7	"	"	8/20	指 道	
	未	中 通 中	8/11						備 考	
					重 罪 十 月 罰 金 六 百 円			他 三 名 共 計 4 月 半		

藤岡敏雄	矢島修一	新川武男	山畑武雄	浦山畑儀雄		桶正義	千菜正一	櫻伊藤年彦	
34	25	21	24	21		26	29	24	
"	"	"	"	無		"	"	職工	
0	0	0	0	0					
"	"	"	"	A		"	"	A	
"	"	"	領	載		"	"	示	
"	"	"	(1)	(1)		"	"	(1)	
"	"	"	6/24	6/13		"	"	25 7/27	
(1) 所沢市官本所 五三七自宅	(1) 所沢市官本所 一〇二自宅	(1) 所沢市官本所 一三三自宅	"	(1) 所沢市官本所 五三五自宅		"	"	(2) 鶴見区旭硝子 工場内	
"	"	"	"	所沢		"	"	鶴見	
"	"	"	6/30 重	6/14 放		"	"	M P	
		釈放	武雄以下 四名 7/27						

氏名	年齢	職業	党派	事実	手技方法	(2) (1) 犯起捕日時	(2) (1) 犯逮捕場所	管轄署	指道	備考
氏名	35	工員		B	頷	(2) 25 6/23	(2) 日立市内			小林、大友、眞壁、三島、訂日立市内、事件の、上、2、23
小林孝正										
大友春登										
渡辺道雄										
眞壁実										
菅原和夫										
高星睦										
市川清吉				HB	配	(2) (1) 6/29 6/23	(2) 多賀町、日立製、作所、三島、二場内			
向谷正弘				B		(2) 6/23				
森浩				HB		(2) (1) 6/29 6/23				

			新 棚橋潤一				日 高 郁		高 原 （作）		前 木 庄 晶
			20				24		36		32
			学生				会社員		無		無
							〇				
			D				〃		A		原
			同				〃		配		談
			〃				〃		〃		〇
			7/13				〃		6/16		25 6/13
			(2) 校内 新潟 大学 長岡 分				〃		(2) 清水 市 日 立 工 場		(2) 碓 氷 郡 松 井
			長岡市								
			7/14 放				〃		8/8 不		8/22 不

(11)

		107		105	104	103	102		101	氏名
金	上	鹿		延	金	康	高	金	白	氏
萬	村	野		正	熙	永	大	宗	東	名
現	正	政		熙	述	興	受	洙	基	
17	21	35		26	23	20	14	17	19	年令
"	工	無			人	無	二	無	高	職
	員				夫		員		位	業
	0	0								位
"	"	G		G	I	G	H	"	G	業
"	"	貼		"	撤	持	示		姫	手
"	"	"		"	"	"	"	"	"	段
"	"	7/20		7/7	7/4	"	7/8	"	25	方
"	"	"		"	"	"	"	"	6/30	以
"	"	三ノ三二七一先		取	省	大	島	"	"	以
"	"	江戸川と東山松川		取	線	田	飾	"	"	以
"	"			取	阿	之	三	"	"	以
"	"	小松川		取	佐	浦	振	"	"	以
"	"	9/8		取	谷	田	口	"	"	以
"	"	不		取		本	断	"	"	以
"	"			取	杉	田	"	"	"	以
"	"			取	並	尾	"	"	"	以
"	"			取		久	"	"	"	以
"	"			取		置	"	"	"	以
"	"			取		備	"	"	"	以
"	"			取		考	"	"	"	以

	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
田中邦彦	水谷安子	秋山輔宏	小川文男	梁海玉	山本三郎	李三行	高木徳二	永瀬和子	小俣宗文	渡辺貴三	金海敏
18	26	20	22	17	18	22	28	26	27	26	21
1	1	無	1	1	1	学生	大学	無	吉岡	無	人夫
		0	0						0	0	
"	J.G	HJ.G	H	H.G	"	J.H.G	J.H	H.G	"	H	"
"	"	"	貼	"	"	配	"	貼	"	"	"
	(1)	(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)	(1)
	8/10	8/15	8/14	8/15		8/5	8/18	8/11	"	8/4	8/5
"	(1) 大田之下丸子	(1) 豊後又推名所 六三三八一	(1) 滝之新橋下	(1) 此川之南十住 町一十九	(1) 三九七先	(1) 大田之下丸子 三三四先	(2) 目黒之緑ヶ丘 三三四四	(1) 滝之世之本校 西町二		(2) 中矢線豊田駅 下	(1) 大田之下丸子 三三四先
"	東調布	白白	愛宕	南十住	"	池上	碑文谷	高輪	"	八王子	池上
"	8/9 不	"	"	"	"	8/25 軍	"	在	"	"	8/1 軍
		未之月	兵隊一七 三三三三三 三三三三三	9/12 一年新日 本堂院(校舎)	8/31 重八月	8/31 重八月				八王子 重八月	8/31 重八月

	136	135		134	133			132	131	130
林烈春	權章旭	三角立行	小林博志	田代浩一	申成管	前田清晴	岩佐甲子郎	東達雄	土方達大	氏名
小野	11	22	20	19	25	25	26	24	36	年齢
職業	学生	書記組		会社員	学生	無	助大 手学		会費	業
		0	0	0		0	0	0	0	課
	K	H		L	I		J		J.G	課
		領		貼	撤				貼	手段 方法
	(1)	(1)		(1)	(1)		(1)		(1)	(1) 逮捕 日時
	8/2	7/2		7/2	7/9		8/14		7/31	
	(1) 荒川 七ノ一 之南十住	(2) 都内		(2) 板橋区 志村舟 治所三三先	(1) 中央 日本橋 高島屋上		(2) 目黒区 緑ヶ丘三 七三先		(1) 千代田 三九段 一ノ口先	(2) 逮捕 場所
	南十住	四谷		志村	日本橋		碑文谷		麹町	管轄 署位置
		在		9/12 放	7/20 軍		在		放	備考

136	135	134	133	132	131	130	129	128	127		
柳健助	板倉侑子	慎東華	福田真吾	村山勉	李鉸谷	鈴木喬	朴明秀	飯田直康	石川清	平山鴨夫	金基正
32	33	18	41	23	28	38	25	23	25	16	18
人夫	無職	役員	書記	書記	人夫	無	人夫	工員	〃	〃	學生
			〇						〇		
	N	GM		N			GM		L		
	領	配		載			領	持			
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	1/16	1/14	1/7	9/17	9/3	9/17	7/3	5/26	1/10		8/22
(2) 職業安定所前	(2) 高師三本立	(2) 足立三本立		(2) 三全土建分組	(2) 町一先	(2) 練馬三東大泉	町電舎工瑞前	古田谷三新町	品川五平塚四		(1) 荒川三南十住
	本田	西新井		警視庁	大崎	練馬	大崎	玉川	荏原		
	社	遊軍		在	遊軍	在	遊軍		在		
		未済			未済		未済				

115	114		113	112	111	110		109	108	107
池元俊	李大永	朴正雄	李相駒	朴炳浩	藤山幸治	林正雄	安立芳一	長岡進	金成玉	氏名
25	26	26		23	28	18	37	18	24	年令
人夫	役員組			"	"	"	"	人夫		職業
	0									薪
	G	"	H	"	"	"	"	"	G	事実
配	茂	"	徹	持	配	徹	"	"	誠	段法
"	(1)	/	"	(1)	(1)	"	"	"	(1)	(1) 逮捕時
(1) 三七先	(1) 二五	/	(1) 小田原駅	(1) 南之村町一六九 自宅	(1) 小田原市内失業所	(1) 中野柳橋柳橋台公尊會所		(1) 東神奈川三自由台幼者事務所	(1) 神奈川三鈴木組事務所	(1) 逮捕場所
戸塚	鶴見	"	小田原	加賀町	小田原	加賀町		神奈川	市本部 皮立課	管轄署
"	M.P		"	"	"	"	"	"	M.P	指置
9/22 重五年		朴正雄							9/22 重五年	備考

123	122	121	120			119	118	117		116	
金啓斗	片山信忠	金鎮洙	李副淑	金鐘芳	金福壽	金富一	金達壽	許允瑞	小林八重	安判相	金史萬
24	36	30	36	27	16	38	22	28	27	30	19
	"	"	人夫							人夫	
									0		
				片							H
持	説			撤			持	撤	姑		撤
(1)	(1)		(1)	(1)					(1)		(1)
7/10	7/26		7/10	7/11					7/8		7/7
(1) 中三柳拾職業 安定所附近	(2) 鶴見三田四町 三、一、九		(2) 鎌倉市長谷 三、九、八	(1) 大塚戸塚恥安所 大塚五所			(1) 鶴見三田四町 及斯工場附近	(1) 鶴見三田四町 三、九、八	(1) 川原前 保土谷三星		(1) 戸塚三笠間所 一、一、六、〇
加賀町	鶴見		鎌倉	大船				鶴見	市本部 地查三課		
中 共化三名遊走	本町大塚三田四町		9/22 重芳年	10/5 重芳年							

(21)

鈴木喜四郎	原五郎	菅栄	105 竹村敏雄	104 永倉松次	慶東錫	103 金生烈	102 金承黙	林有	平瀬勤男	氏名
21	21	18	20	24	17	10	25	20	25	令職
"	"	"	"	二員	赤部	土工	無	組合 記者	記者	業
"	"	"	"	"	"	"	"	0	0	支 隊
"	"	"	H?	"	"	"	M	H	H.G	手 袋
"	"	"	領	示	"	"	"	"	領	手 袋 方法
"	"	"	(1)	(1)	"	"	(1)	(1)	(1)	(1) 犯 罪 日 時
"	"	"	1/10	2/8	"	"	"	2/16	2/26	(1) 犯 罪 場 所
"	"	"	(2) 三島市 管内	(2) 靜岡市 城東町 官有地 先	"	"	(2) 駿東郡 富土南 村 内 三島所	(2) 三島市 五日町 内	(2) 沼津市 沼津 職 業 安定所 前	(1) 速 捕 場 所
"	"	"	除 認 知	靜 岡	"	"	"	三 島	沼 津	管 轄 署 指 遣 備 考
"	"	"	"	10/18 不	1/1 放	"	"	1/1 起	"	"

	小泉義國	裴振奎	青木松三		山田昭治	杉山和一	三田昭男	西川一郎	山田重夫
	26	28	26		23	22	23	23	23
	印刷業	無	金屋		"	"	"	"	"
	"	I	H		"	"	"	"	"
	"	領	示		"	"	"	"	"
	"	(1)	(1)		"	"	"	"	"
	"	8/9	7/29		"	"	"	"	"
	"	(2)	(2)		"	"	"	"	"
	"	甲府市内	北巨摩郡穴山村 字石本一九九一先		"	"	"	"	"
	"	甲府	韮崎		"	"	"	"	"
	"	8/22起	7/30放						
		10/20 我々							
		(27)							

105		104						102	長	101
佐久間文太郎	関野勲雄	神林喜一郎	伊前装束直	宮原繁	広瀬新太郎	遠山幸雄	遠山格治	岡邦雄	清水和郎	氏名
27	24	24	23	26	25	23	22	60	27	年齢
"	"	農業	無	旅館業	無	"	農業	看護業	無	職業
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	逮捕
"	"	"	"	"	G	"	"	J.G	H	手続
"	"	"	"	"	"	"	"	貼	領	逮捕場所
"	"	"	"	"	(1)	"	"	(1)	(1)	逮捕場所
"	"	"	"	"	9/15	"	"	7/3	7/25	逮捕場所
(2) 上高井郡川田町内	"	(2) 上高井郡高井町内	"	"	(2) 上高井郡須賀町延命通	"	"	(2) 北高井郡軽井沢町新道	(2) 飯田市役所	(1)(1) 逮捕場所
"	"	"	"	"	"	"	"	軽井沢	飯田	保管場所
"	"	1/12 不詳	"	"	8/29 軍	"	"	8/12 軍	軍	指置
							岡城 従軍 他日無罪		1/5 北陸線 聖手駅 逮捕	備考

				109	108			107			
関野貞雄	関野国雄	尾台 湊	高橋安雄	小泉道雄	云川今朝夫	下里吉郎	古田富男	村瀬健司	山内峯雄	多田渥美	倉虫 広
21	24	21	24	38	23	25	24	37		24	23
0	農業	"	"	無	農業	"	合員	工員		無	農業
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	販	"	"	示販	販	"	"	"	"	示	"
"	(2)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	8/27	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	(2) 村上高井郡高市 村下八丁附近	"	"	(2) 北佐久郡小諸 所附近	(2) 北佐久郡北御牧 村云川原	"	"	"	"	(2) 松本市内	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	1/12 不 請訓	"	1/12 不 請訓	9/18 放
									山内進呈中		

中村 彪	山下 学	寺 岳 廣 司	115 小 林 敏 男	116 山 本 巨	117 望 月 清 志	113 芝 勇 次	市 川 武 好	112 北 村 照	111 酒 井 十 四 三	110 氏 名
			24	33	20	46	21	24	25	年令
			〃	農業	〃	新聞販売 無業	農業	無	農業	職業
			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	係
			〃	〃	〃	〃	〃	G.H	〃	業大
			〃	〃	〃	〃	〃	貼	〃	手取 方法
			〃	〃	〃	〃	〃	(1)	(1)	(1)逮捕 日時
			〃	〃	〃	〃	〃	1/15	9/19	
			〃	(2)下水内郡岡山村照 岡七三〇先	〃	(2)東筑摩郡山手村 甘之附近	〃	〃	(2)垣科郡屋代町 及垣生町	(2)(1)逮捕 場所
										管轄署
		10/12 請訓	〃	9/27 軍	10/12 請訓	9/29 軍			10/12 請訓	指置
							市川 2/29			備考

	119		118	117				116			
芳川桂子	常田義郎	吉田幹雄	西原真吉	小本政義	桶口熊雄	水野嘉吉	小川久夫	水野幸夫	川口忠雄	大矢俊明	今井鏡男
19	47		26	22				29			
	農業		公務員	農業				農業			
0	0		0	0	0	0	0	0			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	(1)		(2)								
"	9/15	"	8/30	"	"	"	"	"	"	"	"
"	(2) 国道沿線 下水内飯山町内	"	(2) 町内 下高井郡中野	(2) 町内 照田	"	"	"	(2) 町内 下水内郡太田	"	"	"
9/13	10/12		10/12	9/19		10/12		9/29	"	"	"
放	講不		中止	軍		講不		軍	"	"	"
		逃去中									

				新 101				長 120	河 100
近藤	井上喜重	遠藤昭二	渡辺健武					滝沢花江	氏
一									
27	26	23	25					34	命令
無	工員	農業	工員					農業	減 策
0	0	0	0					0	係 課
〃	〃	〃	M.L					H.G	事 史
〃	〃	〃	領					貼	手 段 方 法
〃	〃	〃	(2)					(1) 25	(1) (1) 犯 罪 速 捕 日 時
〃	〃	〃	〃					9/15	
〃	〃	〃	(2) 西蒲原郡 燕町内					(1) (1) 上 今 井 附 近	(1) (1) 犯 罪 場 所 速 捕
〃	〃	〃	燕町						管 轄 署
								9/29 軍	預 選
			控 査 中						備 考

	201			205	204	203	202	東 201
	根本光太郎			林善兵衛	中島古子	漆垣義昭	鹿野政雄	上原誠
	58			24	37	21	35	22
	桐城			芳吉				無
	X			Y	"	"	"	X
	示			持	示	売	示	運搬
	(2)			(1)		(1)		(1)
	6/26			7/8		6/7		6/8
	(2) 天津 安房郡天津町 一五一六			(1) 立川第五航空 隊基地前	(1) 中野三新山通 三三三	(1) 津三三三職業 所前	(2) 江戸川之小松川 三三三	(1) 台東之上野橋本 町四九
	天津			立川	代々木	三田	小松川	谷中
					"	"	7/8 不	8/4 不
	倉山支那に 管理中			八王子支那に 管理中				

						202	甲 201	正行 番号
						山崎輝夫	水上正直	氏名
						41 素速業	29 農業	令 業
								12 線
						X	Y	共 実
						"	示	方法 手段
						(2) 6/6 1 7/11	(1) 25 7/4	(1) 逮捕 日時
						(2) 自宅前 上野原町羽佐間	(2) 北巨摩郡荏垣町 中央線が1.ト下	(1)(2) 逮捕 場所
								管轄 署
						10/7 不	9/20 起	指 道
								備 考

行三 市	氏名	年齢	職業	党派	手続方法	(1)逮捕日時	(2)逮捕場所	管轄署	指置	備考
東ノ	田部みづゑ	25	無	H	戴	(1) 25 7/6	(1) 都庁内都職方下台 蔵首及同輩賣店	丸ノ内	在	新文化社誌
二	荒賀文吉	41	工員	H, I	"	(1) 7/13	(2) 港区芝新橋七、二 号内新聞社内	警視庁		号内新聞社
心	萩坂桃彦	37	無	Y	"	(1) 8/31	(2) 港区芝新橋七、二 文化少年会社内	"		新文化の論 早及発行
	井田 薫	42	"	"	"	"	"	"		
心	斎藤四郎	34		K, Y	"	(2) 7/24 R 8/14	(2) 全国労働組合連絡 協議会情報部内			全労連機 紙上
心	杉浦操六	23	無	K	発	8/18	"			民主団体上同 書外紙上
心	春日正一	43	不詳		不 去 頭	(1) 10/7	(1) 名正屋市北三深田町 二六三山口方	名正屋	10/16 起	届去裁(連交)

団体等規正令關係事犯

					新 神 田			静 丸 山 芳 雄	氏 名
					庚 28 会 社				全 社 業
					無 届			無 届	無 届
				(2) 28 1/30			(2) 28 2/10		方 方 同 犯 罪 日 時
				(2) 東 浦 原 郡 津 川 町			(2) 吉 原 町	(2)(11) 犯 罪 場 所	
				津 川			出 発 日 時	出 発 場 所	
				25 2/1 不				指 置	
				津 川 町 急 須 新 月 堂			津 川 町 急 須 新 月 堂	備 考	

昭和二十五年二月二日
渉外検事會同資料

管内に於いて問題となつた言論文書の内容について

東京高等檢察廳

「ほしき」

当資料は、最近増加しつつある所謂「反占・反戦」ビラを中心とする
 言論出版事犯に於て、検察庁として、幾何の内容を有するものを
 取締の対象、範圍とすべきかにつき、従来管内各庁に問題とせ
 られたものの中より、起訴又は軍裁へ移送になつたもの、不起訴と
 なつたもの、現在未済中のもの、三分類により、それぞれ、
 挙げた。執務上の一助ともせられたい。

起訴又は軍裁へ移送した事例

一、破壊的批判

(一)

「M.P.をさせた元師の部下達がデモ中の愛国者学生計六名を何等の理由を以てロケただけでなく、なぐりつけたり、けつたりして暴力的に検査した。」

「検査された八名の愛国的労働者学生は、翌日は日本人の弁護士も証人もつけずに、軍事裁判にかけられ、夜遅くまで裁判を強行された。」

以上 所謂「マ元師に対する質問書」より

(二)

「朝鮮に於ける統一と独立の爲の斗いは、朝鮮人自身の問題でありアメリカの問題ではない。然るに、アメリカ帝国主義者は武力侵略を敢えてしている。」

(三)

親愛なる全国民、全労働者に訴う。

(1)

朝鮮に戦争が始つた。戦争を放棄した筈の日本は基地として、又(2) 軍事補給地として、進んで此の戦争に一役買つてゐる。

(中略)

一方戦争を止めさせる為には、まずにアメリカ平和擁護全国会議がアメリカ人民に対して、朝鮮干渉に反対し、出兵命令に反対する事を呼びかけてゐる。

(中略)

全世界の平和勢力はソ同盟を中心にして、朝鮮人は朝鮮人の手で、他国は内戦に干渉するなと、叫んで原子兵器の使用を止めさせる為の署名運動を始め、並にのらうべき戦争を止めさせる為の我々の進んで愛国を為し、並にのらうべき戦争を止めさせる為の次々共通のストロークを掲げ立ち上る。

朝鮮の内戦干渉に反対、軍需品の生産と輸送反対、言論

集会、結社、刊行、ストライキの自由

一九五〇年七月 日本共産党

註 干菜地検管内に於いて流布せられたるもの。内容的には三の報導的形式のものとも類似する。

ニ、アチビラ・スローガン

- (一) 「朝鮮独立を破壊する武器の製造と輸送を拒否せよ」
- (二) 「朝鮮内戦に外国の干渉せつたに反対」
- (三) 「米国の南朝鮮出兵は帝国主義の本質だ」
- (四) 「日本から一人の義勇兵も、一発の弾丸も、朝鮮に行かすな、送らすな。」
- (五) 「朝鮮の兄弟を殺す武器製造をボイコットせよ」
- (六) 「アジアの平和を乱す、帝国主義者をアジアから追出せよ」
- (七) 「日本人のことは日本人ごまめよう、朝鮮人のことは朝鮮人が決める。他国の内政に一切干渉するな」
- (八) 「日本を戦争にまき込む軍需品の生産と輸送に反対」

註 (一) (六) は東京地検管内に発生した事件。(七) (八) は去る八月三十一日長野日共委の指達により行われた宣伝戦の各種ビラ中、問題となったもの。

三、報道の形式によるもの

(一)

最近群馬県大田市の元中込飛行機工場跡、富士裾野、山梨千葉の各地で約一萬名に上る、十六大以上の朝鮮青年が公然兵の銃剣のおりの中で、強制的軍事教練をうけている事実が公然の秘密になつてゐる。

(中略)

此等の狩出された青年達が米侵略軍の弾除けとして、何れに送られることは疑う余地がない。此の事実は何れに送られるか？ 米侵略軍が朝鮮人民軍の偉大な補給軍の徹底的な粉砕に理性を失つたような醜態をさらした狂いの外ならぬ。

(中略)

もうだまされはならない！ 朝鮮戦線での勝利は朝鮮人民のものであることは事実が証明してゐる。勝利は朝鮮新聞やラジオの大本営発表にゴマ化されるな！

一、米侵略軍は朝鮮から手をひけ！

一、武器の製造輸送はストライキで阻止せよ！

一九五〇年九月三日

在日朝鮮人祖国防衛委員会

参
考
事
項

註

右は九月初旬頃より主として東京都内に撤布せられた。
見よ。此の事実と趣するビラの内容であるが、宇都宮地
検管内に於ても此れと類似するビラ撤布事件が起つてい
共々他、千葉浦和方面に於ても同様の撤布事件がある。

不起訴処分にした事例

一 破壊的批判

(一) 南朝鮮が負けるんぢやないか？ 米国の飛行機がやられた。オ三次
大戦にならなうのではないか？ 南朝鮮が敗れたらどんなことになるか分
らない。遊べる中に遊んでおけ

注

進駐軍労務者に対するアヂ演説の要旨、上東京

(二)

其の日アゲルた労働者を米憲兵は射殺して遊をかぶせて其
の儘にして行つた

注

本人坭酔中の言辭であり相手は二人だけであつたので
不起訴処分とされた。一東京

(三)

政府は積極的に戦争に協力する為には雀の涙ほどの低賃銀で労働強
化を強い、戦時態勢へと駆り立てつゝある。これに反対するもの
は直ちに首切りの暴挙に出で、いる。

注

労働強化反対を直接とする意図と見受けられる。

一 アヂビニ・スローガン

- (一) 東条時代の警察政治、軍政反対!
 - (二) 風ハそよぐ草をくり返すな。国民を戦争に追込む、良心的ジャーナリストの首切を撤回せよ!
 - (三) 京決の軍事基地化反対、兵器をつくるな、送るな!
- 註
単に「武器をつくるな」だけでは直接連合軍に対する破壊的批判とは認められぬとの趣旨である。(東京)
- (四) 日本を戦争に引込む新聞、放送関係三四四名の首切に抗議しよう!
 - (五) 戦争はいやだ、婦人よ、子供を守れ!
 - (六) 「八一五をゼネストぞ」
 - (七) 革命の伝統を誇る南部の労作者よ、立て!
 - (八) 新聞と放送を戦争の為の宣伝機関とするな!

参事事項

(九) 赤紙未亡人・サイレンは眞平だ
(八) 戦争に積極的に協力する吉田賣國內閣政権打倒!

(8)

三、報道の形式のもの

(一)

ユマニテ紙のマニアンマリウス特派員は、二十四日朝鮮人民共和国首相金日成將軍と会見、次の様な回答を得た。

答問

米軍の爆撃状況について。
敵は朝鮮の都市と農村を無差別に爆撃し、平和な住民を虐殺し、
多くの植民地略奪者共は、戦争に因する諸国際法規をじゆう
りんしてゐる。

答問

朝鮮人民の独立の為の斗争を支持する国際的運動に関して。
全進歩的人類は朝鮮に対する侵略者共の行動に対しては憤慨し
てゐる。世界各國からは朝鮮から手を引けと云う数千万名の強
力な声が上がつてゐる。

注。 単なる談話の転載であるので違ふとならぬ。(静岡)

(二)

本年六月二十六日附以降、発行停止処分が附せられた、日共機関紙
アカハタの所持、掲示、販賣等を行つたものについては、その事実を
知らぬか、たつたもの、或は発禁後少時の猶予しかたない中に惹起した事
犯らつたものは、いづれも嫌疑なし、又は起訴猶予処分にされてゐる。

(東京、甲府等)

(17)

参考事項

三

現在未済のもの

(一) 「日本をオオ三大大戦と反革命の基地化する為、あれ狂つてゐる米帝国主義と自由党のファシズムは決して抗しがたいものではな
く、打破り得るものだ」
(東京：破壊的批判)

(二) 「三鷹事件は敵の正体はバックロサレタ。首切反対戦争で闘う電産
党竹看を先頭に賣国的地方税をフンサイしよう！」
(反財)

(甲 畧)
祖国の独立と自由の為に、闘つた愛国者連を大量に首切り共産
党労働組合への弾圧を強行した吉田と外国独占資本の狂暴な意
図は三鷹事件でその弱体を、我々愛国人民の前にさらけ出した
その同じ人々の敵が、数百万の人民を戦争で殺した天皇を先頭と
する戦犯連を釈放し、新開放送の閣僚の、所謂赤追放によつて、再
び戦犯の報導隊を東京時代の大本営発表に賣らうとしまゐる。

(東京 誹諷的内容)

(三) 「東京を軍都にして、爆弾を落させる住民税を掛うな」

(11)

(四)

「都民の爲とは、眞赤な嘘、戦争と警察に注ぎ込む住民税を拂うなり」

(東京、丁デビル・スローガン)

(五)

八月二十三日、東京都世田谷区内に於いて頒布せる「民主日本新聞」の左の如き記事を掲載してあった。(八月二十五日附、第三十五号)

「戦争準備の地方税反対」 「戦争の爲に使われる税は一文も拂えない」

(六)

九月十三日附、全日本土建労組機関紙「ちがたび」号外に左の如きと眞実に符合しない報道を掲載してあった。

「五日、新宿職安では一警官が、ピストルを発射、胸から血を吐して倒れた。一人の兄弟を連れ去つた。この兄弟の処は、いま分らない。重傷の儘、警察病院か、鉄道病院あたりにかゝれてゐるのではないかと云われる」

(七)

静岡県三浜市電業社内の細胞株関係「タンカロイ」に種々連合軍に對する虚偽又は破壊的批判を、本年六月以降掲載して来た。

例 (一九五〇年六月二十六日付)

「軍需品を作る株になり、背の高い人間が出入し、工場カ管理が、やかましくなり、……」 組合を作る所か、

三人集つて話も出来ない。戦争準備の軍需品に反対しよう。

二十五日北鮮軍は南鮮の解放を日ざして南下した。これはアメリカ帝国主義者の南鮮に於ける戦争準備と植民地化計画に奉仕するものがある。李シヨウバン一味打倒の爲に行われたいものである。

(二)

同 七月十日付

カイライ季承晩政権のみがめな敗北に、帝国主義者達は戦争の準備に止らず、直接計畫的侵略的行動にうつった。

(中略)

朝鮮に対する干渉出兵武器輸送に反対しよう。干渉やめろ！

(三)

同 七月十七日

朝鮮の内乱に対し、干渉を一切禁止せよ。ほんとは、北鮮人民の敵と日本人民の敵と同じだ。

(四)

朝鮮の解放なくして、

俺達の解放もないからなあ

同 九月十一日

最近御殿陽附近では○の軍の暴行事件が頻発して
 る。某部落では姉妹も暴力を加えられたい
 ところだ。又女子は普通にも暴行を加えられたい
 さらうて行つてしまふ。其の出かきとら殺さる
 て通る人達にも危うい。他のコソと自車まで
 た、通る人達にも危うい。其の出かきとら殺さる
 来ないといふと困る。果ては近所の部落で
 (後略)

(静岡)

(14)

昭和二十五年十一月五日
涉外検事会同資料

涉外事犯検事上訴結果一覽表

東京高等検察廳

（印）

勅令第一号違反

行名		氏名		才一審判決		才二審判決		才三審判決		控訴・上告の成否		確定年月日	
京	松尾松平	無罪	無罪	無罪	無罪					否	否	検事 上告中	
	重政誠之	徴役三年 殊券没収	徴役三年 殊券没収	徴役三年 殊券没収	徴役三年 殊券没収					否	否	上告中	
	久原房之助	禁錮八月 二年間執行猶予	禁錮八月 二年間執行猶予	禁錮八月 二年間執行猶予	禁錮八月 二年間執行猶予					否	否	被告人 上告中	
	岡本心一	禁錮六月 二年間執行猶予	控訴棄却	控訴棄却	控訴棄却					否	否	被告人 上告中	
横	佐藤福治	徴役六月 二年間執行猶予	徴役四月	破棄差戻	成					否	成	弁護人 上告	
	小林覚治	徴役一年	罰金 一萬五十円							否			

(註) 重政誠之は経済関係罰則整備に關する法律で有罪に処せられたものである
 罰金没収 10000 x 100 = 0
 罰金没収 10000 x 100 = 0
 罰金没収 10000 x 100 = 0

$1 \times 100 = 50\%$
 $2 \times 100 = 50\%$

甲府	静岡	前橋	浦和
池田一正	角替和一	諸田光大郎 綿貫三代司	堀口新三郎 山田重治 小林柳甫
無罪	徵役八月 二年間執行猶予	徵役十月 四年間執行猶予 徵役六月 四年間執行猶予	懲役六月 罰金一萬円 罰金一萬円 罰金一萬円
四、 六	五、 三〇	八、 一、 二、	六、 七、 二、 三、 六、
破棄差戻	原判決破棄 懲役八月	控訴棄却	破棄移送 控訴棄却 罰金一萬円
六、 三	七、 三九	一、 二、 三、 四、	九、 八、 三、 一、 五、
成	成	否	否
	被告人 上告中	一、 五、 八	被告人控訴 二、 五、 三、 六、 九、 三、

新				長			
小林佐武郎	砂山忠雄	大橋益之丞	坂井志利	武井三郎	望月真一	望月伴六	菊島晋
懲役十月 三年間執行猶予	無罪	罰金 一萬五千元	懲役五月 三年間執行猶予	懲役二月 三年間執行猶予	罰金 五千元	禁錮六月 三年間執行猶予	無罪
三、九	八、二	七、四	六、一	三、六	七、三	五、六	一、五
原判決破棄 懲役十月	控訴棄却	一部破棄 罰金三萬円	原判決破棄 懲役五月	原判決破棄 懲役二月 三年間執行猶予	控訴棄却	控訴棄却	控訴棄却
二、九	一、三	一、五	八、五	九、二	一、四	九、九	
上告棄却							
五、二							
成	否	成	成	成	否	否	成
五、一	三、五	二、二	被告 上告中	九、七	一、九	一、四	一、三

6.1.4

1 x 110 = 25%

小島作次郎	竹田善一	楊沃浩	高橋信一	大澤助治	白田弥太郎	大滝山三
懲役十月 四年回刑猶予	無罪	懲役四月 罰金四十円	無罪	懲役五月 一年回刑猶予	懲役五月 一年回刑猶予	懲役五月 一年回刑猶予
二五 九一〇	二五 二二五	二五 一三三	二五 八三一	二五 五〇	二五 五〇	二五 五〇
原判決破棄 懲役八月	移送	原判決破棄 差戻	原判決破棄 懲役 二年三回刑猶予	原判決破棄 懲役五月	原判決破棄 懲役五月	原判決破棄 懲役五月
二五 一八二	二五 二二七	二五 三三七	二五 四二	二五 七五	二五 七五	二五 七五
上告棄却						
二五 三						
成	成	成	成	成	成	成
二五 六			二五 四二六	被告 上告中	被告 上告中	被告 上告中

合計

14 x 100 = 50%強

11 x 100 = 91%

水島 三郎	藤井 和一	所 照子	太田 勝己	松本 清春	岡崎 耕藏	福田 雄二	諏訪 六郎	中山 誠人	岩崎 弥生治	新井 寛一	安藤 俊郎
三月十日	三月十日	三月十日	三月十日	三月十日	三月十日	三月十日	四月	五月	三月十日	三月十日	三月十日
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
六月	六月	二月									
六三	六三	六三									
成	成	成									
上六告	上七告	上七告	控訴中	控訴中	控訴中	控訴中	控訴中	控訴中	控訴中	控訴中	控訴中

2

								東京	
						石原武正	有賀志保子	今井義春	安藤理一
						三月	三月 三月 三月	一万 系	五月
						四二 五	二二 五	一三 五	二二 八
									六月
									六三 八
									成
						控訴中	控訴中	控訴中	七二 一

96
6 x 100
= 100 %

a

府石	浦和	水方	宇都宮	前橋
氏名	渡部泰	赤羽貞一郎	中島直	武井竹雄
第一審判決	罰金 五円 三月十日	懲役 三年 二年間執行猶予 三月十日	懲役 四月 三年間執行猶予 罰金 五円 三月十日	罰金 五円 三月十日
第二審判決	控訴 棄却 八月五日	懲役 二年 九月五日	懲役 四月 三年間執行猶予 罰金 五円 三月十日	懲役 四月 八月九日
第三審判決				
控訴上 告成否	否	成	成	成
確定 年月日		西九年 確定		西八九年 被告二人等
		1 x 100 = 50%	1 x 100 = 100%	1 x 100 = 100%

法務府 檢務局
檢務第 三三一九三號

東高涉印

昭和二十五年十月二十日

法務府檢務局長事務取扱 草鹿淺之介

檢事総長

檢事長

檢事正

法中

民事 刑事裁判権の行使に關する覚書について

本月十八日 連合國最高司令官から標記の覚書が送付せ

らられたり取り敢えず原文及びその仮譯文を別紙の通り送付する。

昭和二十五年十月十八日

AG 015 (6 Oct 50) LS-L
SCAPIN 2127

(法務総教官房渉外課仮訳)

連合國最高司令官総司令部

民事 刑事裁判権の行使に関する覚書

一、日本に在住する者に対する刑事裁判権

日本裁判所は今後日本に在住する連合國の國民(以下連合國人と称する)にして占領軍要員として指定せられたる記の者を除き、その他の者に対し刑事裁判権を行使するものとする。

A 各連合國の軍隊の構成員

B 連合國人にして占領軍に公に附屬する者又はこれに隨伴して占領軍要務に服する者

C 公務を帯びて日本に在位する連合国人
 D 以上の者に随伴する直近家族及び被扶養者
 二 逮捕

A 日本に在位し前記C一項に規定せられたる占領軍要員に属しな
 いすべての者へ以下、非占領軍要員と称するは日本の法律
 執行当局によつて逮捕される。

B 占領軍要員は次の二つの事情が同時に存する場合に限り日
 本の法律執行当局により逮捕される。

- (1) 占領軍警察官が逮捕の現場に現に居合せない場合且
- (2) 身体に対する危害又は財産に対する重大な損害を含む
 犯行或は犯行のおそいある場合

C 前項Bに掲げられた状況において日本の警察により逮捕せら

水た
占領軍要員はこ水を直ちに最寄の占領軍当局に引渡さ
水なければならぬ。

三 裁判前の拘禁

A 連合国人が監獄に拘禁せられ、審理を待ち或はその他日本
官憲により留置されている場合は日本政府は

(1) 上記の者の權益の擁護を担当する外交使節団の長に伝達
する為、直ちに連合國最高司令官に關係事情の簡單
な記述書を提出し

(2) 当該連合國人に対し同人の理解し得る言語を以て、その
權益の保護を担当すべき外国使節団に自己の拘禁
された事情を通報し得る権利があることを書面で以て知
らしめ、右の連合國人に対し当該外交使節団と通信

(3) 信

するに適當な便宜を供与し、なお以上の通信を凡て遅滞なく送達し

(3) 右連合國人の權益の擁護を担当する外交使節團の代表者に對してはその身分証明書の正当な提示があるれば當該連合國人を直ちに訪由立合人なして会見し且つ同人の為には護人の斡旋をすることを許容しなればならない。

B 本項の規定につき拘禁されている者に対する訴訟手續の正当な進行を遅延せしめるように解してはならない。又その規定に従はなかつた場合もこれにより裁判所の管轄権に影響があるものとみなしてはならない。

四 裁判後の拘禁

A 連合國人が日本の裁判所により有罪の判決を受けて拘禁の刑に

- 服して居る場合は、その者の権益の擁護を担当する外交使節団の代表者がその身分証明書を正当に提示し、当該拘禁監獄の長に少くとも二十四時間前に予告すれば、これに監獄内の右連合国人に接見することを許可しなればならない。接見所要時間が妥当であれば、接見の度数を制限してはならない。又右代表者に対しては、当該連合国人と立会人なしで会談することとも許可しなればならない。
- ロ 刑務所或はその他の施設の規則に従い、右の代表者は受刑者その他の者との間の通信文を各相手方に転達することができらる。
- シ 占領軍裁判所によつて従前拘禁の刑に処せられた者或は今後処せられる者はすべて、これに対し管轄権を行使する
- (5)

占領軍裁判所を設置する機関の指示により、日本官憲に
よつて收容され拘禁される。刑期の満了の場合を除き右占領
軍当局の承認を得ないで受刑者を釋放してはならない。

五 判決

A 連合國人に対して日本の裁判所が言渡したいかなる判決も
当該使節団の長に伝達のため、直ちに当司令部に報告し
なければならぬ。この報告には当該事件の事情を簡単に
附記するものとする。

B 日本の裁判所が連合國人に対して言渡した死刑又は無期
刑の判決は連合國最高司令官の確認を経なければ、之を執行
することができない。かかる事件の完全な最終的記録は、再
審査及び適當の処置をうけるために、当司令部に提出しなけ

ればならない。

六、占領軍裁判所の専属管轄の犯罪

A 日本に在住する者が左の行為をなしたときはこれを違法なものとする。

- (1) 占領軍又は占領軍要員の安全に対し有害な行為
- (2) 占領軍要員を殺害し又はこれに対し暴行をする行為
- (3) 占領軍又は連合國最高司令官若しくは権限あるその部下の指示に従う者によつて、搜索さるる者、逮捕を妨げ、又はこれらの者によつて拘禁されている者の逃走を援助或は容易ならしめる行為
- (4) 占領軍要員の公務に関して、これらの者に妨害を加え、これらの者の要求する情報の提供を拒み、これらの者に対し

(7)

七、

- に頭若しくは文字、以て虚偽若しくは誤解を招くような陳述をなし、又は方法の如何を問わずこれらの者を欺く行為
- (5) 連合國最高司令官によつて、又はその命令に基いて解散され、又は非合法と宣言された団体の為にし、又はそれを支援する行為
- (6) 前各号の犯罪に共謀し又はそのほう助又は教唆する行為
- B 日本の裁判所は才六項のAに掲げた犯罪については裁判権を行使することができない
- C 何人もオにオして命令目的に反するいかなる行為をなすもこれは遠法である。日本の裁判所はこれらの行為が日本の法律違反となるものである限り、これに対し裁判権の行使を継続することができない。
- 船舶に對する裁判権
- 日本の裁判所並びに政府機関は船舶の關係する事件において、

当該船舶の所有者及び傭船者又はその他正当な使用者或は占有者の双方に対して裁判権を行使することが認められている場合並に、当該船舶の關係する特殊の刑事又は民事の訴訟に付裁判権を行使することが認められている場合その領水内にある船舶に対して裁判権を行使することができらる。

八、民事裁判権

日本の裁判所は才一項に規定された占領軍要員を当事者に含む如何なる事件に關しても民事裁判権を行使してはならない。

九、判決の再審

連合國最高司令官又はその指定する代表者は連合國人に對する日本の裁判所のすべての判決を再審査し更らにこれに關し必要と認められる措置をとることができらる。

十、連合國人の権利の保護

聯合國最高司令官はその指定する代表者は、日本裁判権に服する聯合國人の権利の保護を保證するに必要な手段を講ずる。

土、占領軍裁判所

A 聯合國最高司令官から権限が授けられた場合は、占領軍裁判所は日本に在るすべての非占領軍要員の犯したすべての犯罪につき刑事裁判権を行使することができる。

B 占領軍裁判所に死刑、拘禁刑又は特権若しくは免許の取消の判決を課する権能を有する。

占領軍裁判所に扱ふ属中の未決の事件はすべてその事件が審理に附せられた当時有効であつた規則又は規定に従い、当該裁判所においてその審理を終了させるものとする。